

政令第 号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第四百四十五条第一項及び第百五十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一号中「するもの」の下に「及び電気を動力源とするもの（燃料を使用するものを除く。）」を加える。

第二十一条第一号中「ガラス繊維」を「硬質ポリウレタンフォーム、ガラス繊維」に改める。

附 則

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

理由

エネルギーの使用の合理化を図ることが特に必要な自動車に、電気を動力源とする乗用自動車を加える等の必要があるからである。